

委員提出資料

(1)	池田委員	1
(2)	川口委員	3
(3)	手嶋委員	9
(4)	土肥委員	11
(5)	水島委員	19
(6)	山野目委員	35

池田恵利子

1、議論の方向性について、確認

利用者(本人)のメリットの実現のためにどうすべきか

- ・ 独居の軽度認知症の方から「地域で尊厳ある生活」を支えるため利用する制度 イメージ
- ・ 本人の意思尊重や身上監護が重視されることが重要
- ・ 本人申立ての補助や保佐が本人支援として用いられることが理想

★地域共生の鍵は家族だけを頼りにしてきた「金銭管理と社会サービス等の利用契約」を本人を中心に据え地域社会で支えること。成年後見を軸に虐待対応、消費者被害、セルフネグレクト等権利擁護が地域で一体的に取り組まれることが効果的と考える。

地域連携ネットワークや中核機関設置の際にも、権利擁護には縦割りを如何に排するか。

2、そのための提言

(意思決定支援ガイドライン)

まずは後見人によって意思決定支援が確実に行われるために、各機関等が協力し作成したものであっても最高裁が責任をもって「意思決定支援のあり方についての指針」を示して下さり、選任・解任、監督や報酬面で徹底して頂くことが効果的で最重要と考えている。

(報酬)

上記同様、最低限の面会や身上監護等の実行を選任の際に参考にし報酬に反映するという運用の工夫が必要。月一度定期的に会いに行ったら加算ではなく、やるべきことをやっていないということでの減算や交代があるという考え方を明確に示してほしい。

(家裁と自治体の連携体制の構築について)

自治体は状況のみみ込めないまま、家庭裁判所の仕事の外出しをされていると感じている場合がある。裁判所は権威機関と思われている中では、説明も一方的なものとなえられがち。市町村職員の「声を聴く」姿勢で、より強固で親密な連携として頂ければありがたい。

(首長申立 家族の申立てをあてにできない人が確実に申立てられるために)

・平成17年の民法改正に伴う一部改正に関する厚労省通知について、二親等内親族がいると首長申立をしてはいけないと、通知を誤読している市町村があり、虐待案件でも申立をしないところがある。課長会議等での説明でなく、通知文を工夫し出し直して欲しい。

・施設入所等によって介護保険の保険者・住民票所在自治体と居住実態がずれた時、首長申立をどこが行うかのルール化をして頂きたい。東京や神奈川等ルール化しているところとそうでないところがあり、混乱があり諦めてしまっている担当者等がいる。

(利用支援事業の必須化 低所得者が利用できるために)

国民生活を支える制度として低所得者の利用のため必須化の努力を続けて頂きたい。以上

2019年5月27日

意見

成年後見制度利用促進専門家会議 委員
司法書士 川口純一

1. 「後見の社会化」において第三者後見人の受任者養成を進めることは重要であるが、親族（＝国民）が成年後見制度を理解していただくためにも、成年後見制度利用のメリットを感じていただくためにも後見人支援にも少し力を割いて欲しい。親族後見人の親族後見人は、就任後相談できる場所を欲しがっているため、中核機関において相談窓口を設置することは、中核機関を名乗ることが出来る自治体であればそんなに難しくはないので、早期に設置することを希望します（都道府県・都道府県社協等による相談支援等の仕組みが必要であるが）。その点、KPIにおいて親族後見人支援のとり組みが200市町村というのは他に比べかなり低いと感じる。
2. 意思決定支援については、最高裁判所中心にワーキングチームを作り検討しているが、このことは日本の成年後見にとって重要なものとなると考えている。最高裁判所中心にしっかりした検討をお願いしたい。
3. 山間部、島嶼等の中小の自治体においては、専門職の支援も薄く、社協等公費投入による法人後見（以下「法人後見」）、市民後見人の養成の実施等もコスト的に厳しい状況にある中、広域・連合による実施を進めることも重要であるが、都道府県・都道府県社協等による「市民後見人養成・支援」「法人後見実施職員等の養成」等による関与を積極的に推し進めるようにすることが国として重要と考える。
一方、東京、大阪等における大都市部では第三者後見人として専門職等の活用の余力があり、「市民後見人の養成・支援」「法人後見の実施」のコストが高いことを考慮すると、大都市部の自治体としてはコストの掛からない専門職の活用を中心にするのが、財政の逼迫していく自治体の今後を考えると重要である。
大都市部における「市民後見人養成・支援」「法人後見実施職員等の養成」等が、困窮案件への対応、成年後見制度の理解を深める等広報等において、また、職員の教育においても重要なことは理解するが、財政が逼迫していく中、税金の使い道として地域において何が効率的なのか、将来も継続的に市区町村民のためになるのかを考えるべきである。
4. 成年後見制度利用支援事業等の助成制度は、厚労省によると95%で設置済とのことであるが、今回のアンケートの詳細版 P13 以下の「4. 申立費用及び報酬助成の実施状況（平成30年10月1日時点）（2）高齢者関係（詳細）の P14【申立人別実施状況】○

平成 29 年度に申立費用を助成した件数」において、市区町村長申立の割合が 96.7%、「○平成 29 年度に報酬を助成した件数」において、市区町村長申立の割合が 71.6%と相当の高率になっていることは、成年後見制度利用支援事業等の設置はしているが、「市区町村長申立」に限っている場合が多いことを示している。このことは 「(3) 障害者関係 (詳細)」P16 以下においても同様の結果である。

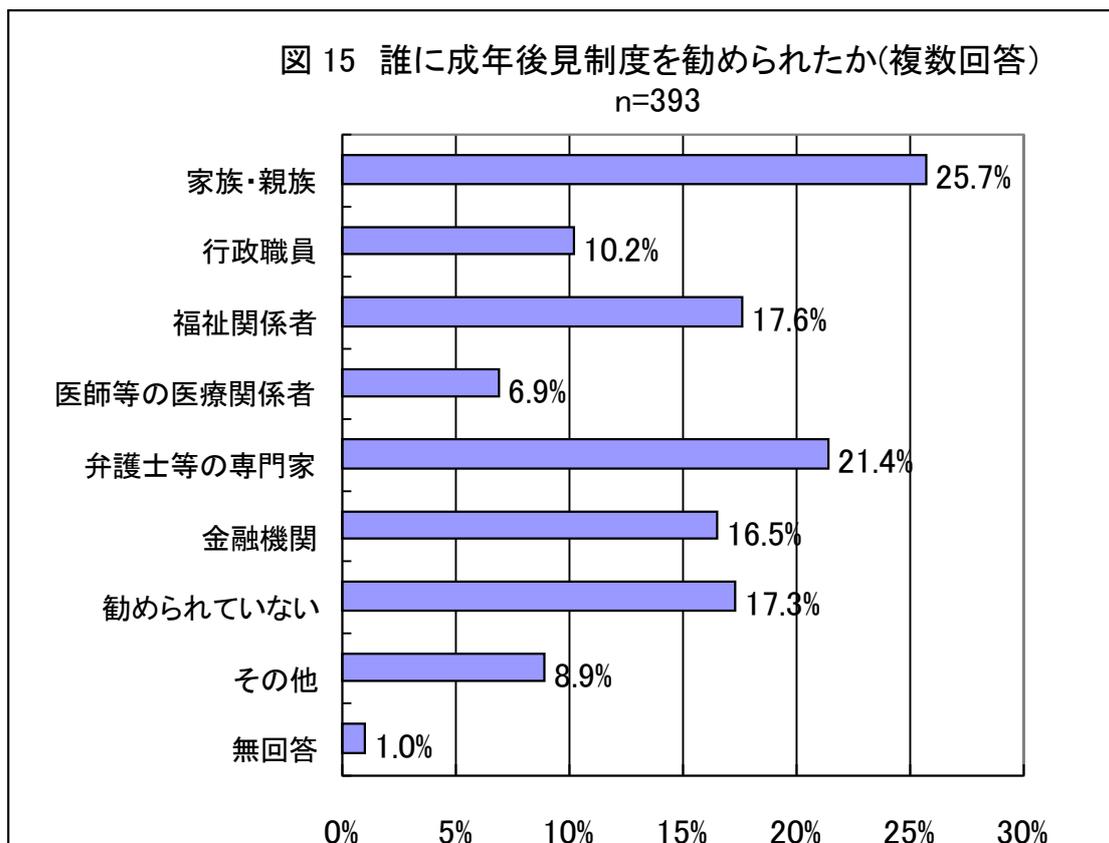
先ほど述べたように、専門職後見人は市民後見・法人後見に比してコストが掛かからないので、自治体の財政コストを考慮しても成年後見制度利用支援事業等の助成制度を実施することは、国民にとって有用である。

そのためにも、「市区町村長申立に限る」等様々な利用しにくくしているハードルを取り除くべきである。

また、東京都において、「あんしん生活創造事業」による助成が「成年後見制度利用支援事業」による助成より多い実態は、1つは利用支援事業の「高齢」と「障害」に分かれている手続きの難しさにあるが、もう1つは「高齢」の「成年後見制度利用支援事業」が任意事業になっていることによる予算獲得の難しさにあると考える。「高齢」における「成年後見制度利用支援事業」の必須事業とすべきである。

5. 任意後見制度の利用が進まない点については、詳しい統計の分かりやすい公表と実態調査に基づく施策（登録制度・見守り制度・定期的確認制度）を考慮する必要がある。

6. 成年後見制度の利用を躊躇させている1つに「後見による不正」と「後見制度を利用したことによる融通性のなさ」等をマスコミ等で指摘されているが、平成21～22年に東京都社会福祉協議会が東京家庭裁判所の協力を得て実施した「親族後見人の実態把握調査 報告書」のP54によると、「手続きを利用しない方が良かった」と回答したものは、5.3%しかなく、マスコミ等による成年後見制度の否定的な論調等は実態に合っているのかを調査する必要がある。



3 成年後見制度利用にあたっての相談の有無と相談先

- 成年後見制度の利用にあたっての関係機関等への相談状況についてお聞きしました。
- 「制度利用にあたり相談を行ったか」という設問では、「相談した」と回答した人は、76.8%であり、8割弱の方は制度利用にあたり何らかの相談をしていました。一方で、「相談しなかった」は21.6%は、専門的な知識等が必要とされる成年後見制度利用について、情報収集等をどのように行ったのか、今後さらなる調査が必要なところです。
- 具体的な相談先については、「家庭裁判所」が34.4%と最も多く、次いで、「司法書士」(27.5%)、「弁護士」(22.8%)、「地域の行政窓口」(14.2%)、「利用している施設等福祉機関」(8.6%)、「ケアマネージャー」(6.3%)となっています。
- 法律の専門家へ相談する割合が多い中、「利用している施設等」「ケアマネージャー」「地域包括支援センター」といったご本人に関わる身近な福祉関係機関への相談もそれぞれ一定割合あり、地域の福祉関係機関が制度利用について、相談を受けていることがわかります。

- 「社会福祉協議会」への相談は 6.0%で、他の相談先と比較すると少ない結果となっています。都内の場合には権利擁護センター等の名称で周知している場合も多いため、「地域の行政窓口」と認識された可能性もあります。、都外に居住する後見人が一定割合いることを差し引いても、成年後見制度推進機関としての社協の認知度をより高めることが必要といえます。

図 16 成年後見制度の利用にあたっての相談の有無

n=393

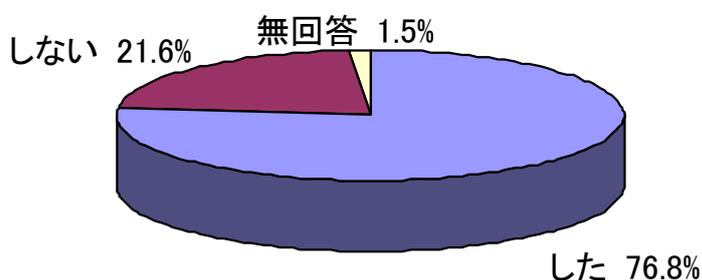
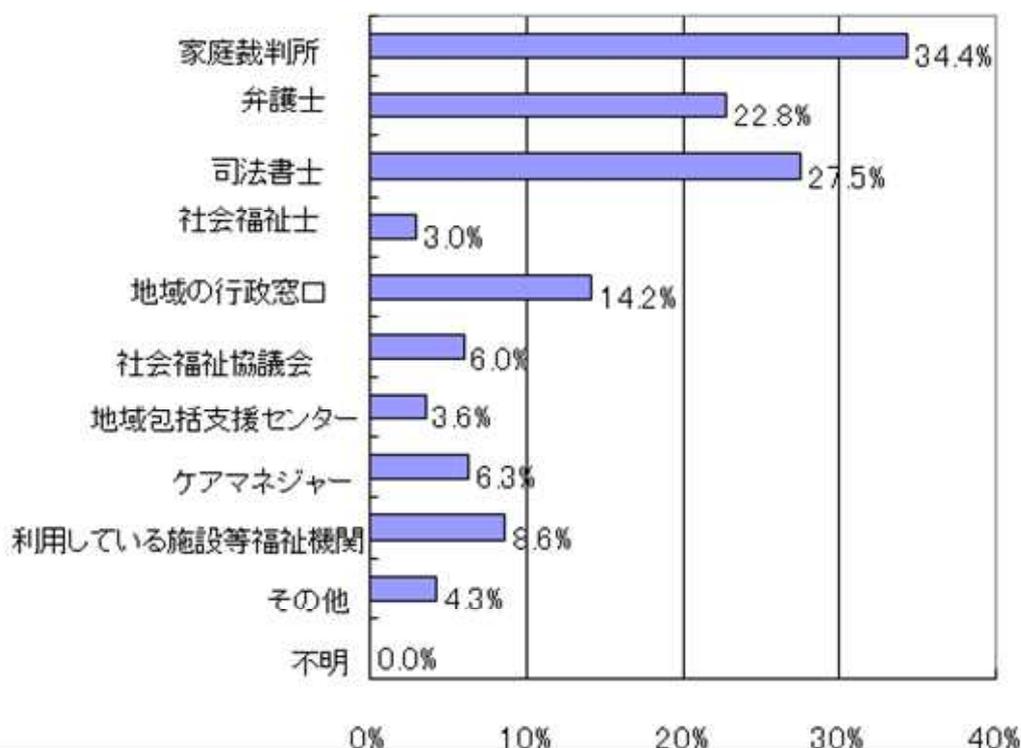
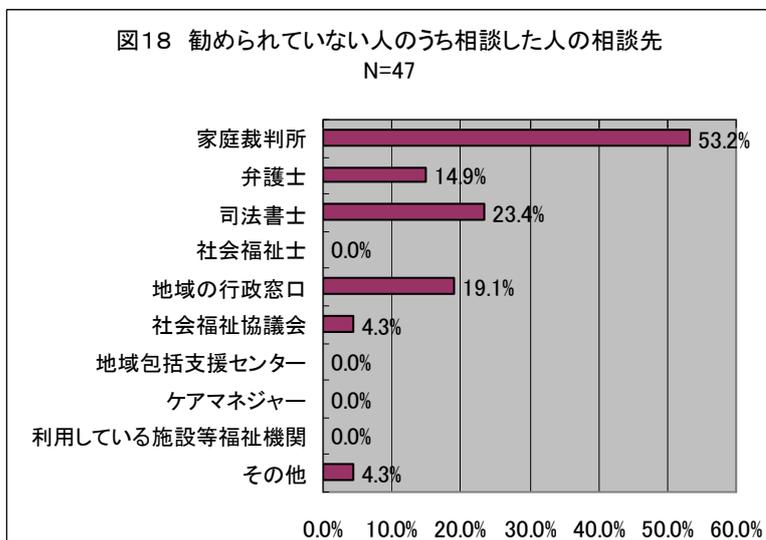


図 17 相談した人の相談先(複数回答)

n=302

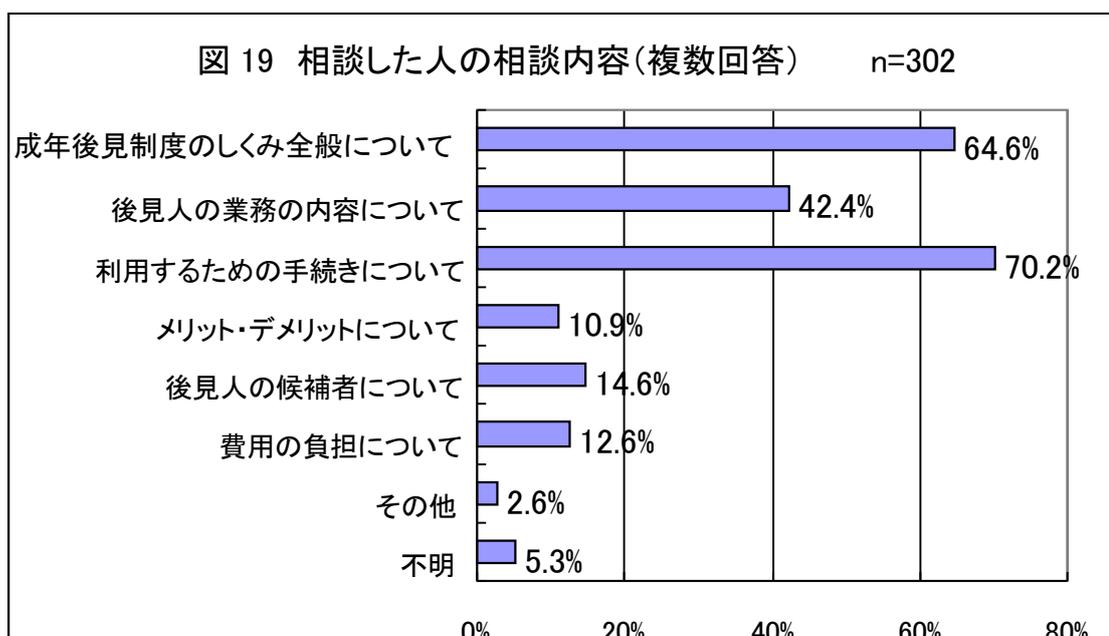


- 図 14 の回答で「勧められていない」と回答をした方（68 人）のうち、制度利用にあたって相談した人は 47 人（69.1%）でした。相談した人の半数は家庭裁判所に相談していることが分かります。



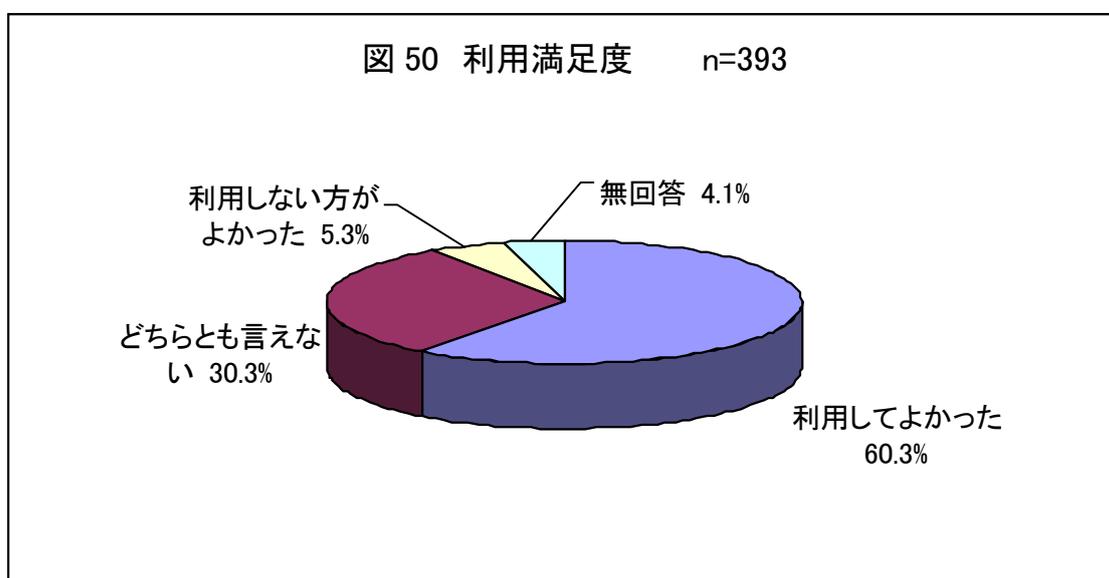
4 成年後見制度の利用に関わる相談の内容

- 相談内容は、「利用するための手続きについて」が 70.2%と最も多く、次いで「成年後見制度のしくみ全般について」（64.6%）、「後見人の業務の内容について」（42.4%）、「後見人候補者について」（14.6%）、「費用の負担について」（12.6%）となっています。



2 制度利用をしてよかったか

- 制度利用をして「良かった」と感じている方々は、全体の6割（60.3%）に留まる結果となっています。
- 「どちらともいえない」という回答が 30.3%ということは、各種手続き等における後見人業務の繁雑さや困難さ等があり、良かったとも悪かったともいえないということがあるのではないかと考えられます。
- また、「制度利用をしないほうがよかった」という回答者も 5.3%ありました。具体的な理由としては、「諸手続の書類が複雑で面倒」「不慣れな人にとっては大変なことがある」など、課題が出されています。



- 制度利用をしたきっかけについての解決の有無と利用満足度との関係については、全般的には制度利用のきっかけが「解決した」方や「現在進行中」の方のほうが、制度利用についての満足度が 66.8%、60.7%と高くなっていました。「利用しないほうがよかった」という回答はそれぞれ数パーセントという結果でした。
- しかしながら、「解決した」ものの、制度利用について良かったとも悪かったとも「どちらともいえない」方も 28.6%であり、「利用しないほうがよかった」4.6%とあわせると、3人に1人の方は、制度利用については必ずしも満足してないと回答しています。一方で、「解決しない」場合でも、36.8%の方が利用して「よかった」と回答されています。

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果について

手嶋委員提出資料

中核機関と地域連携ネットワークの整備状況（平成30年10月1日時点）

※厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」より抜粋

○中核機関の設置状況

設置済み	79	(4.5%)
未設置	1,662	(95.5%)
合計	1,741	(100.0%)

○中核機関の設置についての関係団体等との調整状況

委託予定先と調整中	238	(14.3%)
専門職団体と調整中	73	(4.4%)
家庭裁判所と協議中	59	(3.5%)
その他の関係機関・団体と調整中	222	(13.4%)
調整していない	1,193	(71.8%)

○中核機関設置に向けた主な課題

広域設置に向けた自治体間の調整	713	(42.9%)
専門職団体や家裁との中核機関の在り方の調整	800	(48.1%)
委託予定先の機関との調整	921	(55.4%)
委託予定先の機関における人員体制の確保	759	(45.7%)
地域に中核機関の業務を担える人材が乏しい	650	(39.1%)
新たに委託先とする機関の創設に向けた調整	162	(9.7%)
市町村における委託費等の予算の確保	966	(58.1%)
行政内部における中核機関設置についての合意形成	862	(51.9%)
成年後見制度に関する知識・経験が乏しい	695	(41.8%)
その他	92	(5.5%)

裁判所の取組

- ・各家裁の担当者が自治体を訪問するなどして働きかけ
- ・裁判所主催の**連絡協議会**を開催（把握しているだけで平成30年度**117**回）
- ・最高裁から参考となる取組例を各家裁に情報提供

各家裁からの声

- ・小規模な自治体で中核機関設置に向けた動きが見られない
- ・家裁が多数の自治体に個別に働き掛けるのは困難
市町村数（例）
北海道…市町村数179(全国1位)
長野県…市町村数 77(全国2位)

- ・都道府県の積極的な助言・援助により取組が進展した地域あり
他方で…
- ・都道府県が市区町村への助言・援助に消極的との声も多い

※1 都道府県による市区町村への助言・援助が重要
→ **都道府県による取組を促すための施策**が必要

※2 家裁との調整における「課題」とは具体的に何か？
→ **その実態を把握し、具体的な対策**を行う必要性

第3回 専門家会議 意見

弁護士 土肥尚子

1 中核機関のあり方

(1) 中核機関は基本計画の理念である全国どこでも成年後見制度の利用が必要な人に利用を保障するための中心的役割を担う機関であり、全ての自治体において設置するとの目標は重要である。

そうであるからこそ、中核機関は設置すればそれで済むというものではなく、設置された中核機関がその機能を果たして行くことがさらに重要となる。

どの程度の具体的な機能を持つものとするかの内実も重要である。たしかに自治体により、世帯や社会資源の状況も様々であり、また従来の権利擁護の取り組み体制にも違いがあることから、最初から全ての機能を備えることを目標にすることは難しいとしても、単に広報・啓発や相談窓口を備えるというだけでなく、真に「中核機関」として発展していく足掛かりを作っていくことも同時に行うべきである。

(2) 少なくとも、その地域の権利擁護のニーズの把握、課題を継続的に検討して、今後の計画・施策を推進していく体制として地域連携ネットワークの協議会の設置（既存の協議会の活用を含む）、専門職団体や各地域のチームが連携して対応する仕組みを構築することは必要であり、そうした体制整備が実現されるための方策、具体的目標も設定され、推進されていくべきと考える。

(3) 先の第2回専門家会議で配布された取組状況調査結果では、中核機関の設置時期を「未定」と回答した自治体が77.3%にも上っているが、中核機関の位置・性格を改めて明確にして、その意義の理解を広めることが必要と考える。

2 成年後見の社会化・三本柱（首長申立、成年後見制度利用支援事業、市民後見人の育成）の充実を優先課題にすべきである。

単身世帯の急増等の社会構造の変化を踏まえ、上記の三つの施策の推進が、今後さらに重要となってくることは必至である。

(1) 首長申立

前記の取組状況調査結果及び詳細版も参照すると、首長申立の実績では、人口比や地域事情を差し引いてもなお顕著な地域間格差があることが明らかになっている。また申立まで長期間が経過するケースも多く、その中には、親族調査に時間がかかっている事案も相当割合である。

○地域間格差の解消

数値目標として、高齢者・障害者人口に占める割合等での年間申立件数の目安を定め、どの市町村でも一定数の申立ができるように、申立事務の平準化をはかる必要がある。申立までの標準処理期間も1～2ヶ月程度にすべきである。そのためには、一部の自治体が専門職団体と協力して実施している申立実務に関するマニュアル作成や職員研修を、国や都道府県レベルで行う

ことが必要である。

- また、市町村長申立に、時間と手間のかかる大きな要因といわれている「親族調査」については、平成17年に厚労省から出されている事務連絡（2親等の調査と4親等内親族で明らかな者の意向確認を求めているもの）の機械的な運用が支障になっている。法律上の要件は、「本人の福祉のために特に必要と認めるとき」とされているだけであり親族調査を求めているわけではないことに鑑み、事務連絡の見直しが必要である。

例えば、虐待対応の場合の申立には親族調査は不要であることを明記するなどの内容変更が必要である。

- さらに、本人の住民票所在地や介護保険の保険者や障害福祉サービスの実施機関と実際の施設入所先等の生活場所が異なる場合に、首長申立をどの自治体が行うのかの管轄問題も、都道府県により基準が定まっておらず、管轄が決まらないまま申立が遅延する要因ともなっている。全国的な基準の確立が必要と考える。

（2） 成年後見制度利用支援事業（成年後見人等の報酬助成）の抜本的拡充

成年後見制度利用支援事業では、前記調査によっても、制度自体はあるものの、報酬等の助成を首長申立に限っているところが5割以上となっており、報酬助成件数は全体で9000件あまりで、20万件上ある後見等選任事案の5%

に満たない状況である。また、都道府県による格差も顕著である。

○ 今後とも本人の権利擁護の観点から、専門職が後見人等を担わざるをえない事案は相当数になると見込まれるところ、本人の収入や資力から報酬を賄うことができない「無報酬案件」は増加傾向にある。

このままでは持続可能な制度としては限界がきている。抜本的な財政措置を国や都道府県レベルで行うことにより、助成対象を首長申立事案や生活保護に準ずる世帯に限定している現状を改善する必要がある。

これは専門職後見人の報酬確保という観点ではなく、報酬助成制度が使えないために、必要な人に後見人等の担い手が確保できず、必要な権利擁護の支援を受けることができないという課題として、その充実がはかられるべきである。

(3) 市民後見人育成態勢の強化について

市民後見人は、市民目線で本人を支え、身上保護や意思決定支援を重視した後見事務の担い手として、今後のさらなる発展が期待される。

前記の調査結果によれば、養成事業を行っている市町村は24.2%のみであり、養成者数は14140人、受任件数は1398人に留まっている

今後の発展のためには、育成体制の強化とともに選任要件や選任後の支援体制の見直し・強化も図られることが必要となっている。各市区町村単独で

は、養成から支援までの体制整備は困難であるのが実情と思われ、改めて都道府県レベルでの育成体制を基本とするなどの見直しが必要と思われる。

また、各家庭裁判所も、市民後見人養成機関（中核機関が担うことが多いと思われる）と密接に連携をし、市民後見人の積極的な選任に向けた理解と取り組み（市民後見人に相応しい事案の整理）をはかる必要がある。

3 後見人等の意思決定支援の取り組み

弁護士会では、日弁連が、2015年10月「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」を出し、誰にでも意思決定をする力はあることを原則とした支援を様々な分野で取り組む重要性を打ち出した。また、この数年間、様々な研修も実施してきている。

後見事務についての意思決定支援については、大阪の後見人意思決定ガイドラインの制定がある。

今後、最高裁を中心として全国的な指針が策定され、厚生労働省による全国的研修が実施されることは極めて重要であると考えている。

後見人として、本人を中心とし、その意思決定を支援していくことは最重要の任務であり、そのための明確な指針が作成され、後見事務の土台に根付くことが期待される。

4 不正防止策としての後見制度支援預金の取り組み等の方策

(1) 日弁連や各地の弁護士会としても、後見制度支援信託に代替するものとして、各地の金融機関への働き掛けを行ってきた後見制度支援預金の取り組みが広がっている。

金融庁の調査結果でも、数で言えば半数の金融機関において本年度中の実施となっている。

ただ、地域的にも、金融機関の種類についてもまだまだ限定的である。

そもそも後見制度支援信託については、本人とは取引がなかった金融機関に本人資産が凍結されるという弊害があるとされており、それが成年後見制度の利用を控える一因にもなっているとされてきた。

利用者本人が従前利用していた金融機関に後見制度支援預金のような仕組みがあればその弊害が解消できる。そのためには50%ということではなく、全ての金融機関で実施するという数値目標を設定し、これに必要な調整を行うべきである。

(2) また、そもそも不正防止の観点からも、現行制度において成年後見人に包括的代理権があり、多額の預金の払い戻しを何らのチェックなく行うことのできる権限があること自体の問題について本格的な検討をすべきである。法制度の改正を行い、本人の具体的なニーズに応じて、必要な時期に、必要な権限だけを持つような制度改正こそが求められている。

それが、真に「利用者がメリットを感じられる制度」にもなると考える。

5 後見人等選任のあり方について

一番重要なことは、利用する本人自身の観点から、そのケースにおけるニーズ、課題を正確に把握し、その解決のために、いかなる担い手が相応しいかという観点である。また、そのニーズ、課題は、変化しうるものであるから、その変化に応じて担い手の柔軟な変更を検討するということである。

具体的には、各事案ごとに各裁判官が、本人の権利擁護のためのニーズや課題を把握し、求められる課題の専門性の有無、候補者の能力や適性、不正防止の必要性等を総合して行われる。

今回、親族後見人選任の可能性について、新たに中核機関等による支援や後見監督人による支援という観点に加えられ、弁護士としても、そのような運用の実現にむけ積極的に役割を果たしていきたい。

6 新しい診断書・本人情報シートの運用の検証について

今回見直された診断書と本人情報シートの活用の趣旨は、従来、知的障害者などが、本人の日常生活上の能力の実態に反して、後見相当と判断されてしまう場合が多いとの問題意識から、日常生活の状態を十分に踏まえて診断がなされることにより、結果として保佐類型などの増加が図られることが企図されていた。

今後、その趣旨に沿った運用がなされるかにつき、実情を把握し、検証する必要がある。

7 任意後見制度の促進について

任意後見制度が本人の自己決定に最もかなうものとして、わが国における低調な利用の現状を改善すべきであることについて異論はない。

特に、「おひとりさま支援」と言われるように、今後、身寄りのない、あるいは身よりを頼らないライフスタイルにおける高齢期の安心した生活支援の一環として、委任による財産管理から任意後見制度、身元保証、終末期医療のあり方、死後の事務処理、遺言といったシームレスな支援を求めるニーズが広がっている中において、これに的確に応えるための情報提供や相談支援体制が極めて重要であり、そうした問題意識から、弁護士会としても「ホームロイヤー」を提供する体制整備も行なわれている。

任意後見制度の利用促進にあたっては「移行型」の任意後見制度の運用上の課題や、任意後見登記上、専門職であっても事務所住所や職業上の登録姓での登記が認められない点、家族信託、遺言信託、身元保証サービス等が、必ずしも自己決定を求める本人の立場からすれば制度整理が十分ではない状況を調査分析し、より安心して制度利用に繋がるような環境整備も必要と考える。

以上

「青森県内全域を対象とする成年後見制度利用に関する実態調査
－施設・事業所の種別に着目した再分析－(平成30年)(青森県弁護士会作成)」より抜粋

(2) 家庭裁判所への調査

ア アンケート概要

目 的	青森家庭裁判所管内における成年後見制度申立ての状況及び後見人選任状況の把握
調査方法	青森家庭裁判所へアンケートを実施
調査依頼日	平成29年12月21日
回答日	平成30年3月15日

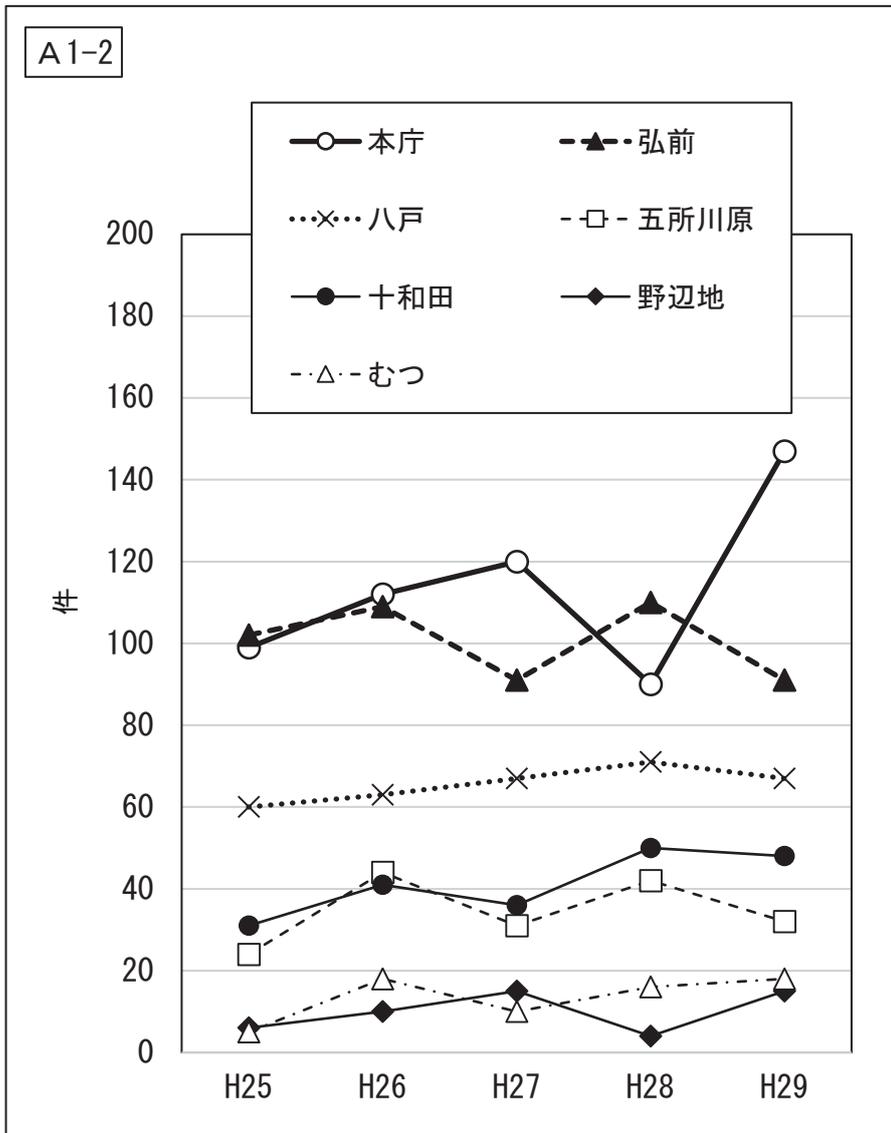
イ アンケート結果

Q1 平成25年1月1日から平成29年12月31日までに成年後見等が申し立てられた件数及び終局区分件数を教えてください。

A1-1	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
申立	327	397	370	383	418
認容	304	359	353	351	380
却下	1	0	0	1	0
その他	19	30	27	30	25

- ・ 上表の数値は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のほか、関連する取消しの審判及び代理権付与の審判等も含む。
- ・ 平成29年の数値は、速報値である。

* なお、上述の通り、上記件数は、関連事件を含む数字であるが、最高裁判所事務総局家庭局が先般発表した「成年後見関係事件の概況－平成29年1月～12月－」における統計数値（以下「最高裁統計」という。）によれば、青森家庭裁判所管内全体における平成29年の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の件数（終局事件を対象）は323件である。



・ 上グラフに、申立件数の年度推移を、本庁、支部、出張所ごとに示した。

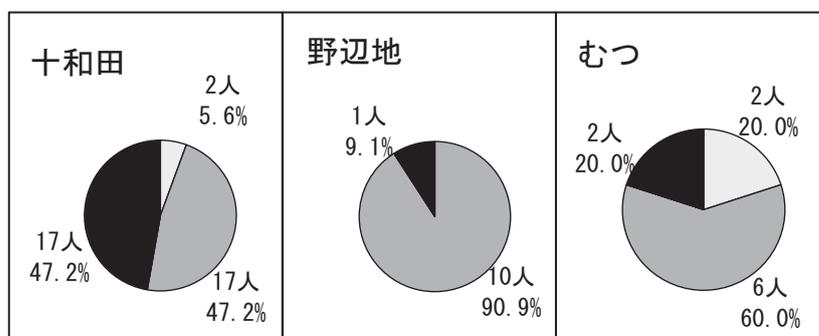
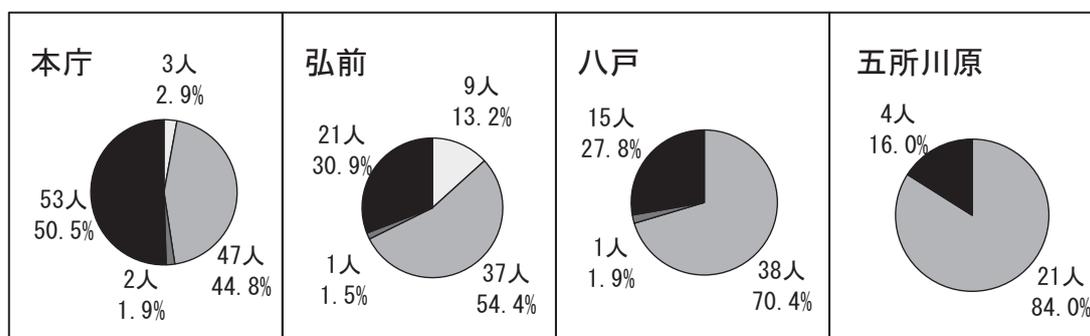
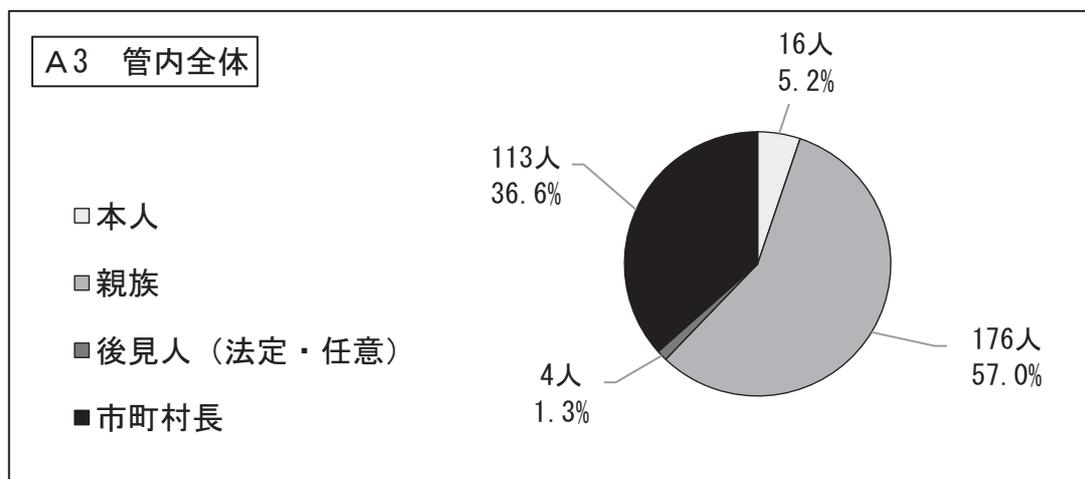
* 平成 29 年における青森本庁の申立てが突出して増加したため、同年の件数が増えたが、全体的に見ると、顕著な増加傾向は認められない。

Q2 平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に終局した後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、申立てが認容された件数を教えてください。

A2	
青森本庁	105 件
弘前支部	68 件
八戸支部	54 件
五所川原支部	25 件
十和田支部	36 件
野辺地出張所	11 件
むつ出張所	10 件
合計	309 件

- ・ 自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

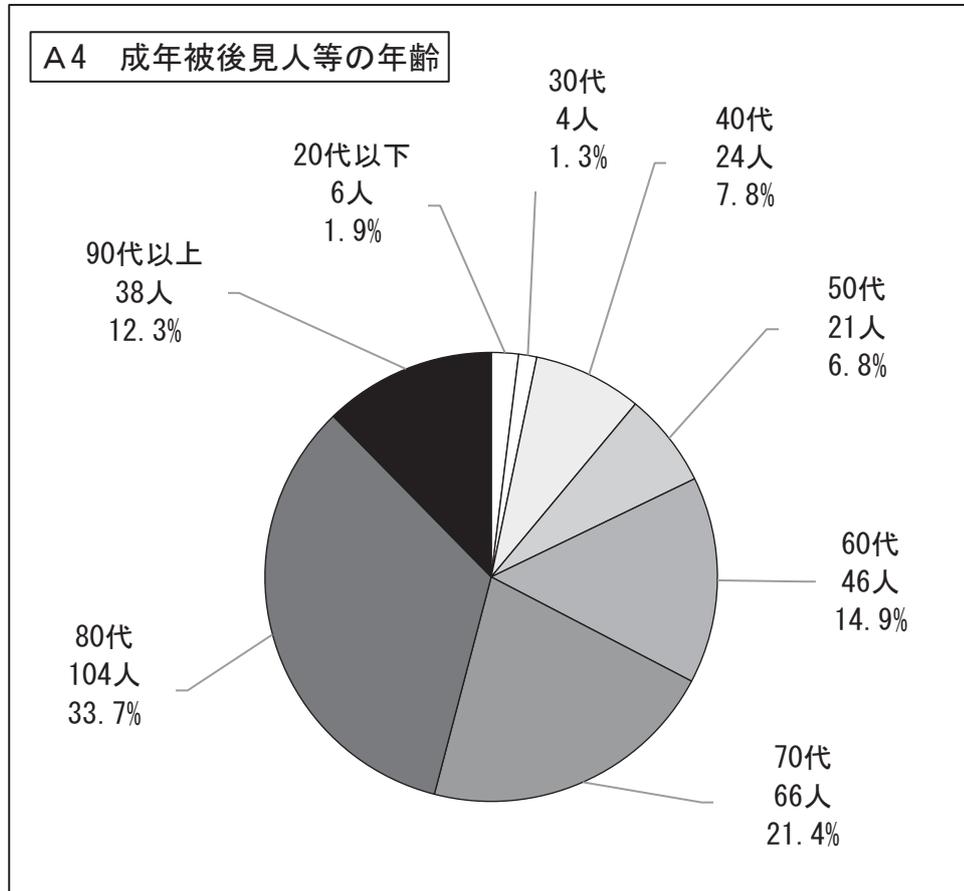
Q3 Q2の認容事件について、申立人の属性別内訳を教えてください。



- ・ 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- ・ 青森家庭裁判所からの回答では、自治体の市町村長による申立ては「市区町村長」申立てと記載されているが、青森県内には区がないため、「市町村長」申立てと統一する。

* 市町村長申立ては、管内全体で見ると約37%を占めているが、支部単位で見ると、9%（野辺地出張所）から50%（本庁）までと開きがあり、市町村によって市町村長申立ての活用について温度差があることがうかがえる。

Q4 Q2 の認容事件について、申立時の成年被後見人等の年齢別内訳を教えてください。



・ 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

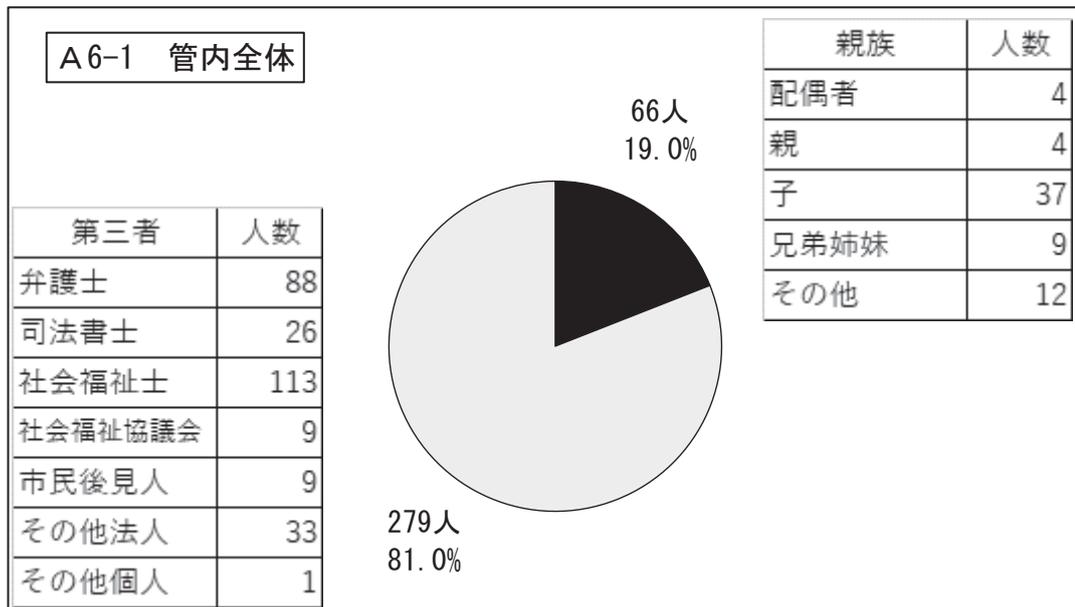
* 申立時の成年被後見人等の年齢は、管内全体で見ると、60代以上で82%を占めており高齢化が顕著である。

Q5 Q2の認容事件について、申立ての動機別内訳を教えてください。

A5	
内 訳	件数
預貯金等の管理・解約	221
介護保険契約（施設入所のため）	118
身上監護	93
相続手続	53
不動産処分	48
訴訟手続等	14
保険金受取	8
その他	15

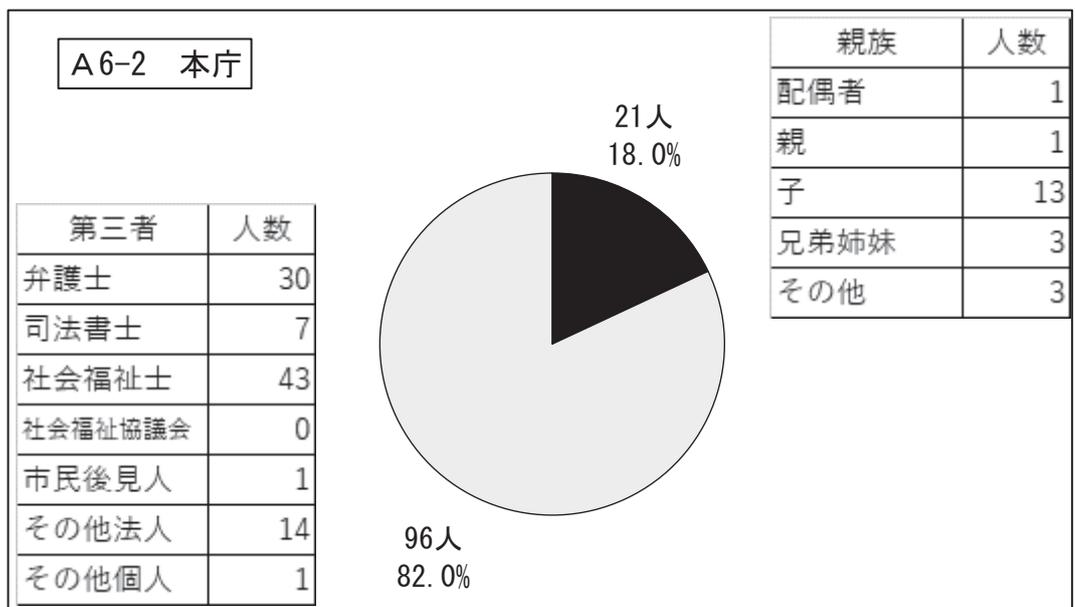
- ・ 申立動機をすべて計上しているため、認容件数とは一致しない。
 - ・ 主要動機及び虐待防止（権利擁護のため）については、統計数値として把握していない。
 - ・ 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- * 申立動機は預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで介護保険契約、身上監護と続く。
- * 一方、訴訟手続等、相続手続及び不動産処分を動機とする、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の選任が期待されることの多い事案も一定数申し立てられている。

Q6 Q2 の認容事件について、成年後見人等就任者の属性別内訳を教えてください。



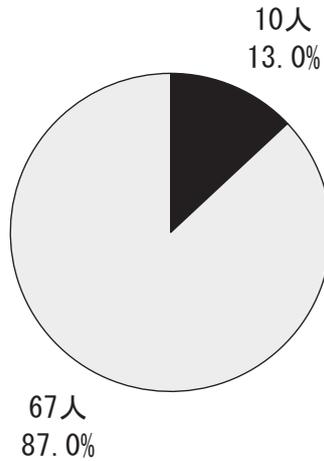
- ・ 複数選任の場合があるため、認容件数と一致しない。
- ・ 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

- ・ 以下は、本庁、支部、出張所ごとのデータ。



A6-3 弘前

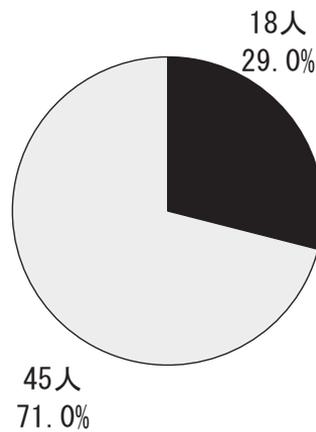
第三者	人数
弁護士	8
司法書士	3
社会福祉士	37
社会福祉協議会	1
市民後見人	3
その他法人	15
その他個人	0



親族	人数
配偶者	0
親	1
子	5
兄弟姉妹	1
その他	3

A6-4 八戸

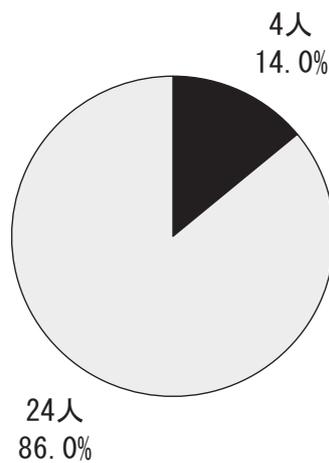
第三者	人数
弁護士	21
司法書士	13
社会福祉士	5
社会福祉協議会	0
市民後見人	4
その他法人	2
その他個人	0



親族	人数
配偶者	3
親	2
子	7
兄弟姉妹	2
その他	4

A6-5 五所川原

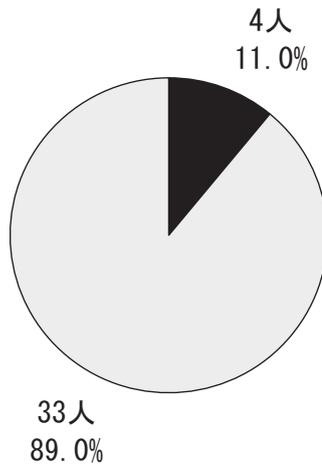
第三者	人数
弁護士	6
司法書士	2
社会福祉士	8
社会福祉協議会	7
市民後見人	0
その他法人	1
その他個人	0



親族	人数
配偶者	0
親	0
子	4
兄弟姉妹	0
その他	0

A6-6 十和田

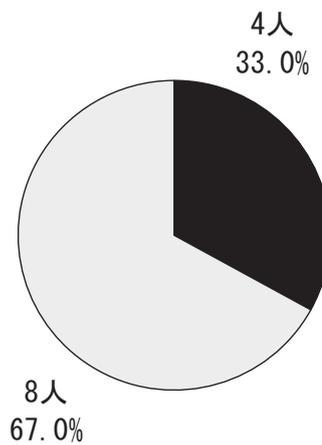
第三者	人数
弁護士	12
司法書士	0
社会福祉士	19
社会福祉協議会	1
市民後見人	0
その他法人	1
その他個人	0



親族	人数
配偶者	0
親	0
子	2
兄弟姉妹	1
その他	1

A6-7 野辺地

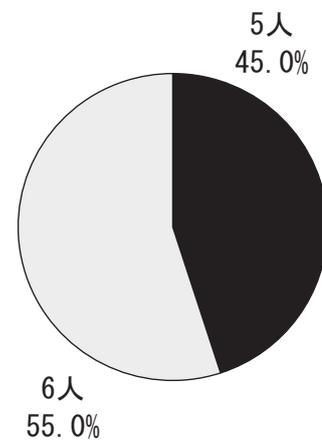
第三者	人数
弁護士	7
司法書士	0
社会福祉士	1
社会福祉協議会	0
市民後見人	0
その他法人	0
その他個人	0



親族	人数
配偶者	0
親	0
子	3
兄弟姉妹	1
その他	0

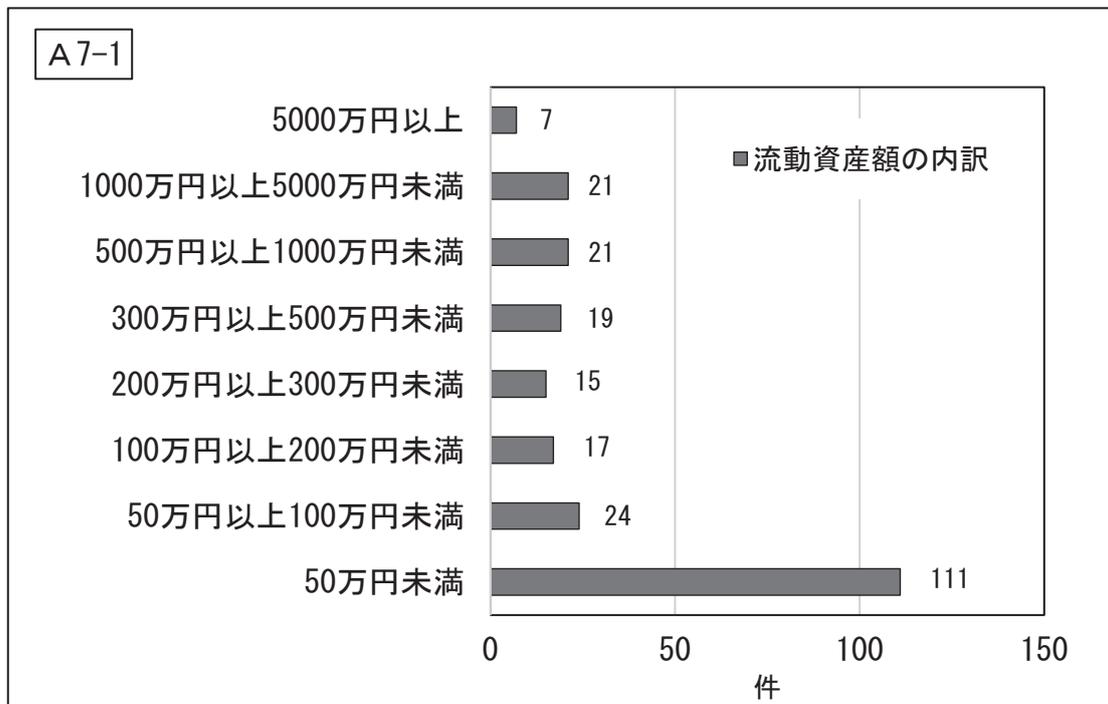
A6-8 むつ

第三者	人数
弁護士	4
司法書士	1
社会福祉士	0
社会福祉協議会	0
市民後見人	1
その他法人	0
その他個人	0



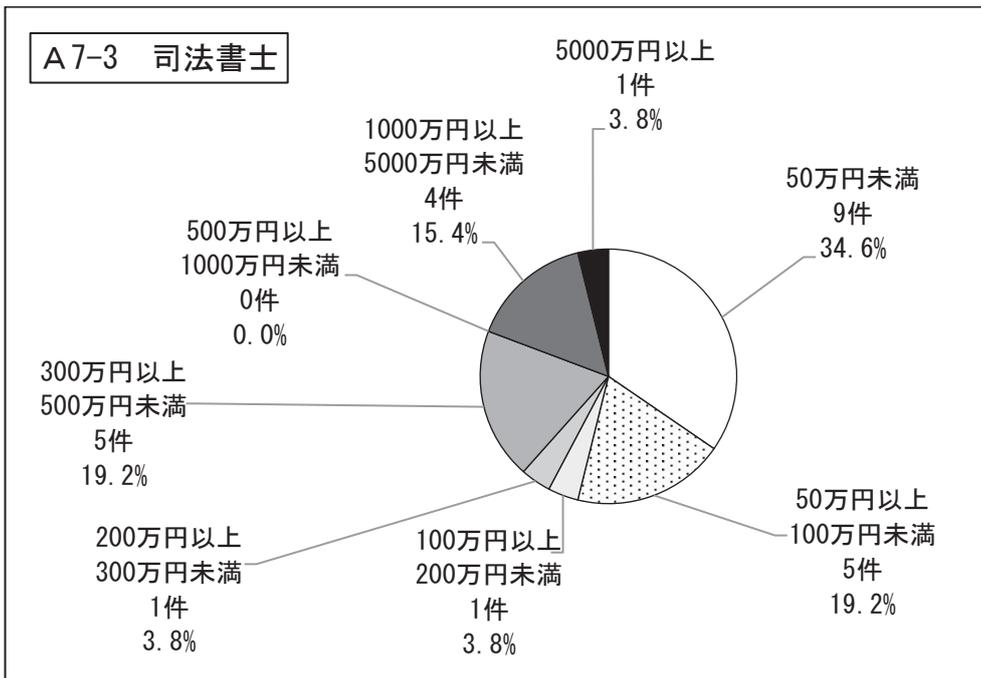
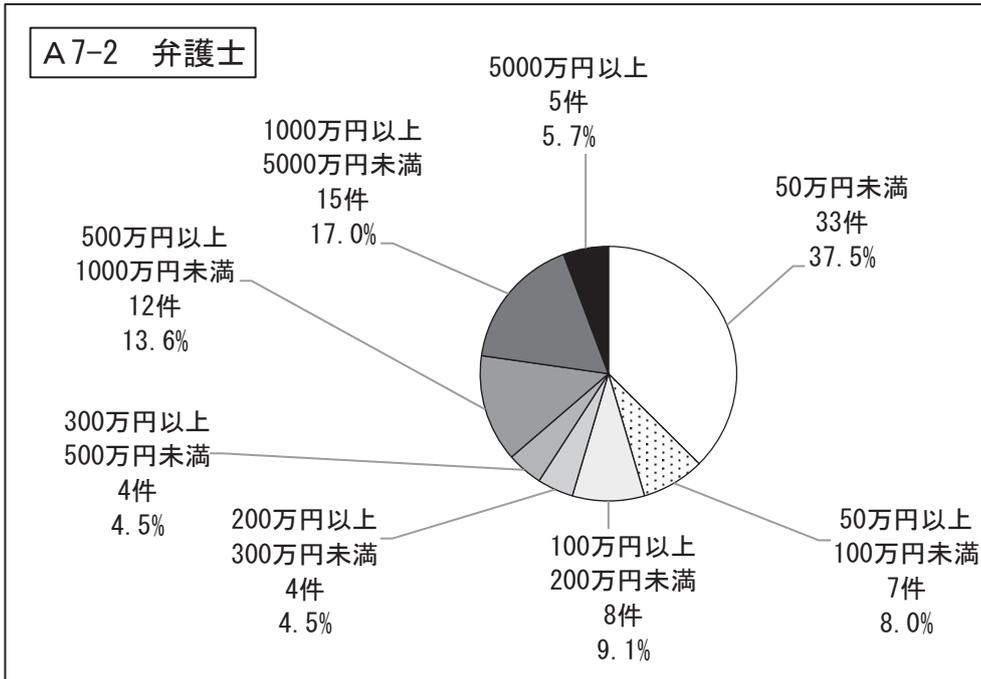
親族	人数
配偶者	0
親	0
子	3
兄弟姉妹	1
その他	1

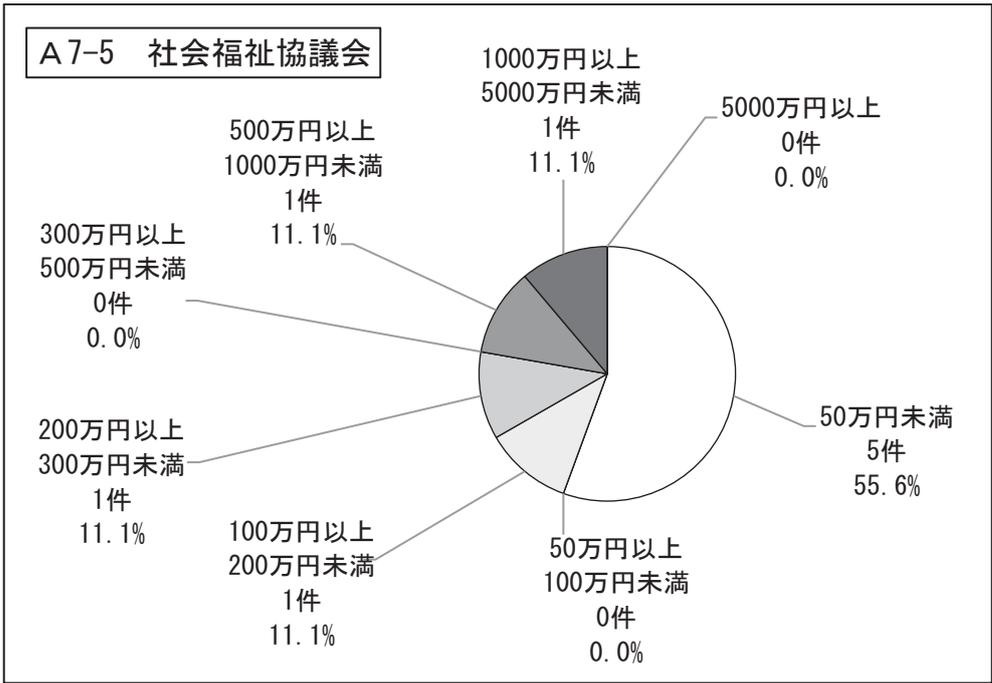
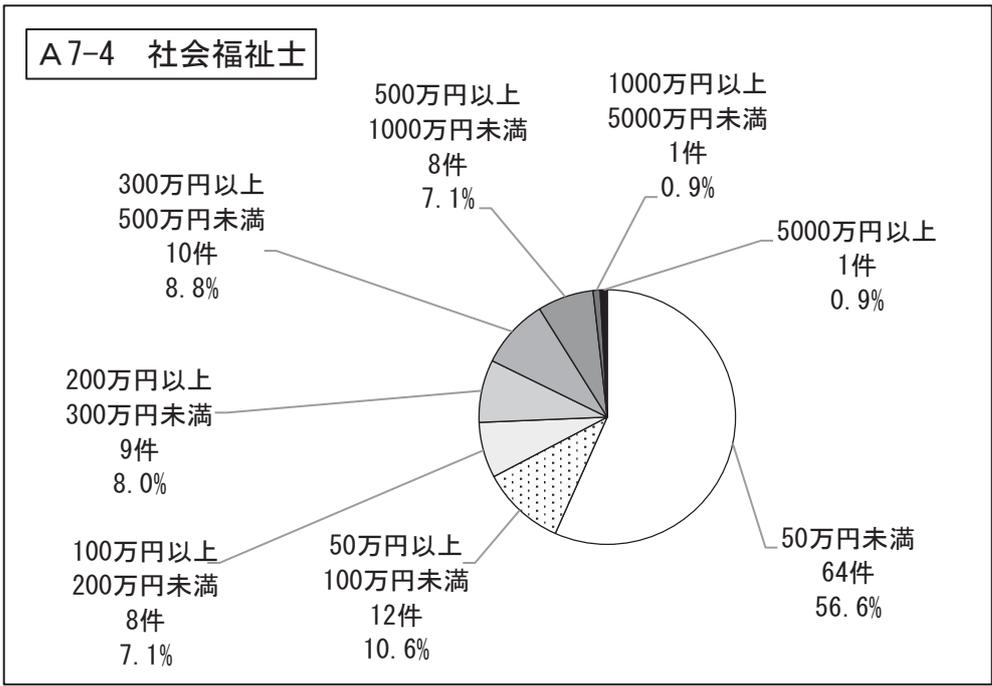
Q7 Q6のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士及び社会福祉協議会が成年後見人等に選任された事件における、申立時の成年被後見人等の流動資産額別内訳を教えてください。



- ・ 弁護士法人、社会福祉法人等の法人は含まない。
- ・ 複数選任があるため、認容件数とは一致しない。
- ・ 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

- 以下は、専門職ごとの内訳。





* いずれの専門職後見人も、流動資産が 50 万円未満という少額事案が最も多く、全体の 5 割弱を占めている。

分析・検討

■1 事件数の増加

最高裁統計によると、平成 29 年の成年後見制度の申立件数は、全国で合計 35,737 件、対前年比約 4.3%の微増となっており、青森家庭裁判所管内もほぼ同程度の微増である。もっとも、青森家庭裁判所管内における件数微増の要因は、専ら青森本庁において平成 29 年に申立件数が大きく増加したことによるものであり、ここ数年単位で見た場合には、管内全体の申立件数は増減し、顕著な増加傾向は認められない。

■2 市町村長申立ての件数

- (1) 申立人の属性別で見た場合、管内全体では親族申立てが半数以上に及ぶが、市町村長申立ても約 37%と 3 分の 1 を超えている。全国平均が 19.8%であるのに比し、青森家庭裁判所管内における市町村長申立ての割合は、高い水準にあるといえる。
- (2) 上述の通り、成年後見等申立件数に顕著な増加傾向が認められない一方、市町村長申立てのここ数年の件数を見ると、平成 26 年 71 件、平成 27 年 82 件、平成 28 年 88 件、平成 29 年 119 件と増加傾向にある（平成 26 年から平成 29 年の最高裁統計による）。
- (3) また、本庁・支部単位で見た場合には、本庁及び十和田支部は親族申立てと市町村長申立がほぼ同数であり、市町村長申立てが約半数を占めている（青森本庁 53 件、十和田支部 17 件）。

これに対し、八戸支部は管内人口が十和田支部の約 1.8 倍であるが、市町村長申立ての件数は 15 件（全体の 28%）と十和田支部を下回っている。さらに五所川原支部では 4 件（全体の 16%）、野辺地出張所に至っては 1 件（全体の 9%）と低迷しており、自治体による市町村長申立ての活用にはばらつきが生じていることがうかがえる。

■3 成年被後見人等の高齢化

申立時の成年被後見人等の年齢は、60 代以上で 8 割以上、90 歳以上でも 1 割以上を占めており、高齢化が顕著である。この傾向は本庁・支部単位で見た場合も同様である。

成年被後見人の高齢化は、申立てを行う親族の高齢化を伴う。今後、高齢化が一層進むと、身寄りがなく親族申立ての期待できないケースが増加することが予想される。

■4 第三者後見人の増加と報酬問題

成年後見人等就任者の属性を見ると、青森家庭裁判所管内全体では親族が2割弱である一方、第三者後見人の就任が8割を超えている。第三者後見人の内訳を見ると、弁護士、司法書士及び社会福祉士等のいわゆる専門職後見人の選任されている件数が8割を占めており、身寄りがないだけでなく、親族間の紛争が顕在化あるいは潜在的に存在しているケース、訴訟等の法的対応が求められるケースが相当数あることがうかがえる。

他方、専門職が成年後見人等に選任されている事案において、成年被後見人等の保有する流動資産が100万円未満の事案は、弁護士が選任されているケースで約45%、司法書士が選任されているケースで約54%、社会福祉士が選任されているケースでは約67%であり、専門職が選任されているケースであっても必ずしも十分な流動資産が確保されているとはいえない実態がある。

また、申立動機を見ると、訴訟手続、相続手続及び不動産処分など、成年後見人等の報酬付加の事情ともなる動機が管内全体で115件にも上り、このような事案では、専門職後見人が選任される傾向にある。相続や不動産処分の場合は、資産の増加が見込まれるので問題は顕在化しないが、訴訟手続の中でも被告として応訴しなければならないときなどは、専門職後見人の報酬問題が表面化する可能性がある。

■5 市民後見人、社会福祉協議会等活用

青森家庭裁判所管内においても第三者後見人の需要が高まる傾向にあるが、市民後見人、社会福祉協議会の平成29年就任件数は管内全体で市民後見人9人、社会福祉協議会9人と、第三者後見人中6.4%に止まっている。

■6 小括

今回のアンケートから、青森県は管内全体で見ると市町村長申立てが積極的に活用されている一方、市町村ごとに見たときには、市町村長申立ての実施に温度差があることが分かった。

また、青森家庭裁判所管内では、第三者後見人の選任事案が相当程度ある一方、成年被後見人等の保有財産から十分な報酬を支払えないケースも相当程度あり、ケースによっては第三者後見人が事実上ボランティア的に後見業務を行っているケースが少なくないのではないかと予想される。後見業務の難易や業務量は、保有財産の多寡と比例するものではなく、保有財産が低い事案であっても、専門職後見人が期待されるケースは少なくない。その場合、報酬の捻出が困難であるこ

とによって専門職の選任が妨げられるのでは、要支援者への十分な支援を提供できない危険性がある。

以上

成年後見制度利用促進専門家会議の2019年5月27日の会議において述べようとする意見

山野目 章夫

身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの案につきましては、前回会議において述べました意見に沿う方向で作業が進められていることをうれしく受け止めますから、社会保障審議会医療部会の2019年4月24日の会議における調査審議の成果を踏まえるなどし、ひきつづき施策として調べていって欲しいと考えます。

後見などが開始した本人に対する権利制限の撤廃に関しては、現実の施策が大きく前進し始めました。法律が定める権利制限の多くが撤廃を達した後にあっては、個別実質の職業適性審査が適切にされるよう期すると共に、政省令や通達などによる行政運用、さらに地方公共団体の条例などに残る不適切な制限の撤廃が進むよう、ひきつづき政府として配慮することを望みます。この点については、この会議の役割が重要であることについて、2019年5月17日の衆議院内閣委員会において、政府から答弁があったところでもあり、この会議に託された務めが大切であることについて、あらためて自覚をしなければならないと考えております。

権利制限については、法律上の制限が残っているものもございます。会社、一般社団法人および一般財団法人の役員になる可能性の問題は、早期に法制上の措置が講じられなければなりません。この分野については、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会の委員・幹事の皆様において、まことに難しい論点が錯綜する課題を熱心に検討いただき、同審議会としての答申をまとめるため力を尽くされました。謝意を表しますと共に、これに係る法制上の措置を速やかに講ずるべく政府として努力をして欲しいと望みます。

本人に対する権利制限の撤廃という呼び方は、やや無機質でわかりにくいものがあります。ひらたく述べれば、本人が職業に就く可能性をどのように考えるか、ということにほかなりません。今般、古物営業法や質屋営業法の改正の方向として示されたものは、一つのヒントである共に、それら自体は局所的な対応にとどまります。より普遍的で標準的な規律を民事基本法制において整備するにあたっての課題を整理していくことも望まれます。

法定後見から任意後見に眼を転じますと、公正証書を作成した段階からの事態の推移のなかで、種々問題があることが前回会議までにおいて指摘されてきました。資料7で提示されている法務省の取組から始め、課題解決の見通しが得られていくことを望みます。

最後に、この会議の議事の在り方について、一言申し上げます。できるかぎり本人に近い立場にいらっしゃる委員の方々から、十分な時間を差し上げて、そのお考えを伺うことが望まれます。2019年5月17日の衆議院内閣委員会が議決した附帯決議においても、その重要性が指摘されております。もっともなことであり、私も自らの議事への参画にあたり戒めてまいります。